令和９年度利用の方用

幼稚園・認定こども園 保育所・地域型保育

（家庭的保育事業・小規模保育事業）

利用の御案内

お願い

この冊子には、幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業の利用手続きや必要となる書類、保育サービス等を掲載しております。
よくお読みいただき、内容を了承した上でお申込みください。

水戸市こども部 幼児保育課

〒310−8610　水戸市中央1−4−1　水戸市役所　1階
☎代表029-224-1111（内線6081,6082,6083,6084）／☎直通029-232-9243

水戸市子育てナビ みとっこ1丁目

【令和９年度】
保育利用申込み

保育利用関係書類
ダウンロード

教育・保育給付認定、認定区分について
利用申込みについて
利用申込みに必要なもの
広域利用
申込み上の注意
入所後に必要な手続き
転園申請について
利用者負担金について
Q&A
施設一覧

目　次

1　教育・保育給付認定、認定区分について …… 1

2　利用申込みについて

(1)　幼稚園・認定こども園（１号認定）…… 3

(2)　認定こども園（２号・３号認定）・保育所・地域型保育事業 …… 4

3　利用申込みに必要なもの …… 6

4　広域利用 …… 8

5　申込み上の注意 …… 9

6　入所後に必要な手続き …… 10

7　転園申請について …… 11

8　利用者負担金について …… 11

9　Q＆A …… 17

10　施設一覧 …… 20

水戸市の幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業マップ（裏表紙）

オンライン申請はこちらから

＜水戸市子育てナビみとっこ１丁目＞

令和９年度の利用申込について

(1)　**原則、オンライン申請でお申込みください。**

※特別な事情等（日本語を読むことが困難な場合、端末に問題がある等）によりオンライン申請が困難である場合は、幼児保育課へ御相談ください。

(2)　事前に希望施設の見学をおすすめします。

(3)　事前にP６～P７の申込必要書類を御準備のうえ、お申込みください。

(4)　転入・転出予定の方や、市外の保育施設を御希望の方は、水戸市ホームページまたはP８を御確認ください。

(5)　４月入所申込受付期間

一次募集：令和８年10月19日（月）～令和８年11月10日（火）17時15分

二次募集：令和９年１月12日（火）～令和９年２月12日（金）17時15分

1 教育・保育給付認定、認定区分について

(1) **幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用するときは、お子さん一人ごとに、水戸市の教育・保育給付認定が必要となります。**

(2) 認定には、**教育標準時間認定（１号認定といいます。）と保育認定（２号・３号認定といいます。）**があります。認定区分の中から、選択して認定の申請をしてください。

(3) **お子さんの年齢や保育の必要性の有無により**、認定区分が決まります。また、認定区分に応じて、**利用できる施設、時間が異なります。**

認定区分、利用できる施設・事業

認定区分	対象となるお子さん			利用できる施設・事業
	年　齢	保育の必要性	利用できる時間	
教育標準時間認定 １号認定	満３歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
満３歳以上・保育認定 ２号認定	満３歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
満３歳未満・保育認定 ３号認定	満３歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業 （家庭的保育事業・小規模保育事業）

利用できる時間

○教育標準時間（１号認定）※４時間を標準として各施設にて設定

預かり保育	教育標準時間＝４時間を標準	預かり保育

○保育標準時間（２号・３号認定）：１か月あたり120時間以上の就労等で保育が必要な世帯

延長保育	保育標準時間＝１日上限11時間	延長保育

○保育短時間（２号・３号認定）：１か月あたり64時間以上120時間未満の就労等で保育が必要な世帯

延長保育	保育短時間＝１日上限８時間	延長保育

○２号・３号認定を受けた方の利用時間（保育必要量）について

２号・３号認定を受けた方は、保育を必要とする事由や就労等の時間に応じ、保育必要量（保育標準時間または保育短時間）を市が決定します。それぞれの時間帯の範囲内で、保育が必要な時間に応じて施設を利用してください。なお、保育標準時間、保育短時間の時間帯は施設により異なります。

また、それぞれの時間帯を超えて施設を利用した場合は、延長保育となります。

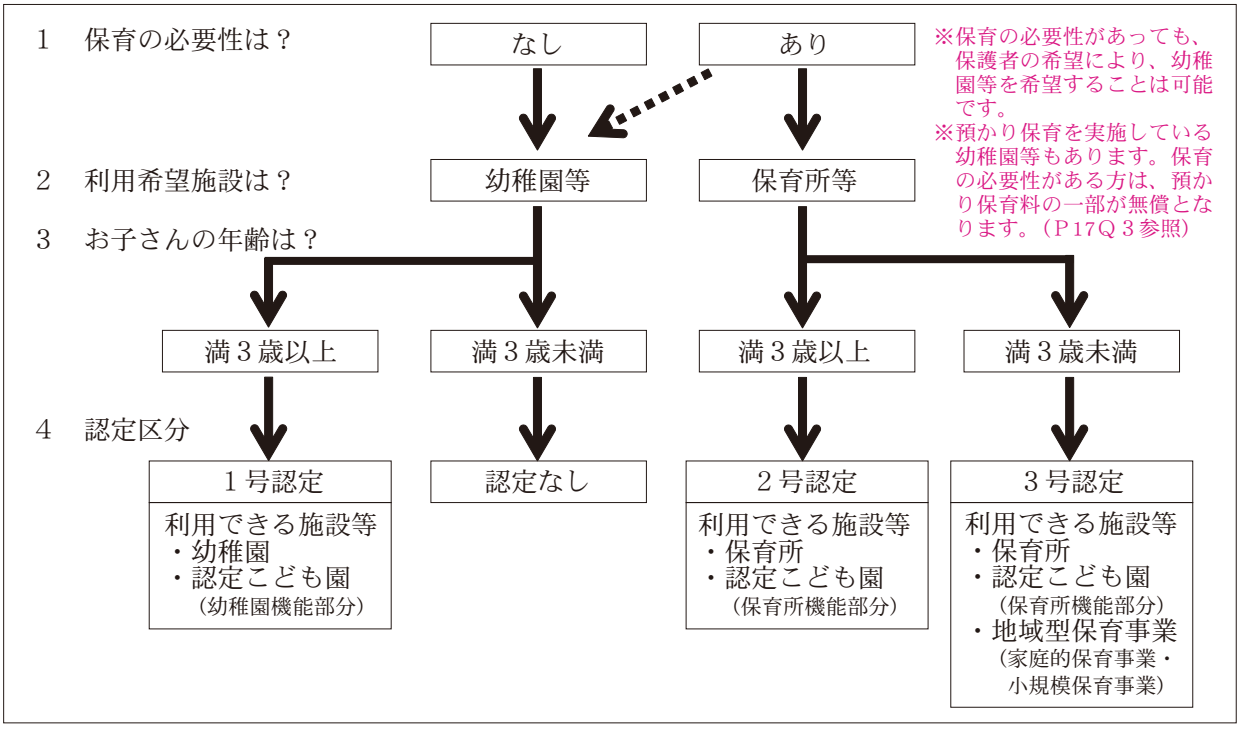

保育を必要とする事由・認定有効期間等

○１号認定

保育を必要とする事由	利用時間	認定有効期間
なし	教育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで

○２号認定・３号認定

保育を必要とする事由	利用時間（保育必要量）	認定有効期間	
		２号認定	３号認定
①**就労**（月64時間以上）	保育標準時間（月120時間以上の就労）	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
	保育短時間（月64時間以上120時間未満の就労）		
②**妊娠・出産**	保育標準時間	おおむね出産予定日２か月前（多胎妊娠の場合は出産予定日４か月前）から、出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの最大４か月（多胎妊娠の場合は最大６か月）	
③保護者の**疾病・障害**	保育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
④同居または長期入院等している親族の**介護・看護**（月64時間以上）	保育標準時間（月120時間以上の介護・看護）	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
	保育短時間（月64時間以上120時間未満の介護・看護）		
⑤**災害復旧**	保育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
⑥**求職活動**（起業準備を含む。）	保育短時間	いずれか短い期間 ○小学校等就学の始期に達するまで ○利用開始日から起算して90日を迎える日の属する月の末日まで	
⑦**就学**（学校・専修学校等に在学している、または、職業訓練を受けている場合。）	保育標準時間（月120時間以上の就学）	いずれか短い期間 ○小学校等就学の始期に達するまで ○保護者の卒業・修了予定日の属する月の末日まで	
	保育短時間（月64時間以上120時間未満の就学）		
⑧**虐待やＤＶのおそれ**があること	保育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで	満３歳に達する日の前日（誕生日の前々日）まで
⑨**育児休業取得**時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	保育短時間	育児休業の開始日から終了日の属する月の末日まで ※利用開始が「妊娠・出産」の事由で、認定有効期間が限定されている方は、対象となりません。	
⑩その他、**上記に類する状態**として市区町村が認める場合	申請内容による	申請内容による	

2 利用申込みについて

2－1 幼稚園・認定こども園（１号認定）の利用申込みについて

施設の種類		対象年齢
幼　稚　園	市立	令和９年４月１日時点で３歳または４歳から就学前まで
	私立	令和９年４月１日時点で３歳から就学前まで ※満３歳から利用できる施設もあります。
認定こども園（幼稚園型）		令和９年４月１日時点で３歳から就学前まで ※満３歳から利用できる施設もあります。
認定こども園（幼保連携型）	市立	令和９年４月１日時点で４歳から就学前まで
	私立	令和９年４月１日時点で３歳から就学前まで ※満３歳から利用できる施設もあります。

詳細はこちらから御確認ください

＜水戸市子育てナビみとっこ１丁目＞

「市内認可施設の一覧」

申込みから利用開始まで

準　備

- 見学・相談
  御家庭やお子さんに合った施設を見つけるため、見学をおすすめします。見学を希望する場合は、事前に施設に連絡をしてください。**疾病や障害、アレルギーのあるお子さんは、希望する施設に相談してください。**
- 申込書類の準備
  希望の施設で申込書類をお受取りください。

↓

認定申請・入園願書の提出

- **受付場所　利用を希望する幼稚園・認定こども園**
- **受付期間**

	令和９年度４月入園	令和９年度途中入園
市立	令和８年11月２日(月)～11月10日(火) （土・日曜日・祝日を除く） 午前８時30分～午後４時30分	随時 （土・日曜日、祝日、年末年始除く）
私立	令和８年11月２日(月)から受付 詳細は各施設にお問合せください。	各施設にお問合せください。

↓

面　接

- 定員超過の場合、施設が定めた方法による選考が行われます。
- 保護者とともに各施設で面接・健康診断等を受けてください。
  日程の都合が合わない場合には、施設へ連絡し、調整してください。

↓

確認・認定

- 教育・保育給付認定申請書は、施設を通して幼児保育課に提出されます。
  幼児保育課の職員が、世帯状況等について電話等で確認をする場合がありますので御協力ください。
- Ｐ６～Ｐ７の４～７、９、10に該当する場合は、記載の必要書類も施設に御提出ください。
- 提出された書類をもとに、市が教育・保育給付認定（１号認定）を行います。
- **事実と異なる虚偽の記載があった場合は、認定申請を却下し、利用開始後に明らかになった場合は、認定を取消します。**

↓

通　知

- 各施設から利用決定の通知書を送付します。
- 市から支給認定証、利用者負担額決定通知書等を郵送します。

↓

利用開始

2－2 認定こども園（２号・３号認定）・保育所・地域型保育事業の利用申込みについて

施設の種類		対　象　年　齢
認定こども園		幼稚園型　令和９年４月１日時点で３歳から就学前まで ※満３歳から利用できる施設もあります。
		幼保連携型　生後２か月から就学前まで ※リリー幼稚園は令和９年４月１日時点で３歳から就学前まで ※チャイルドランドナーサリーは３歳になる年度の３月末まで
保育所		生後２か月から就学前まで ※平須保育所、一の牧保育所は１歳３か月から ※こばと保育園分園、こばと東保育園分園、はぐくみの森あさひ保育園、あさひまちなか保育園は３歳になる年度の３月末まで ※(仮)あさひまちなか保育園分園は令和９年４月１日時点で３歳から就学前まで
地域型保育事業	家庭的保育事業	生後６か月から３歳になる年度の３月末まで
	小規模保育事業	生後２か月から３歳になる年度の３月末まで

受付期間

※締切日のみ17時15分に受付終了します。

利用希望月	受　付　期　間
４月一次募集	**令和８年10月19日(月)～11月10日(火)**
４月二次募集	**令和９年１月12日(火)～２月12日(金)**

※端末に問題がある場合、広域利用等でオンライン申請ができない方は、窓口で受付を行います。

利用希望月	受　付　期　間	利用希望月	受　付　期　間
５月	令和９年３月11日(木)～４月９日(金)	11月	９月13日(月)～10月８日(金)
６月	４月12日(月)～５月10日(月)	12月	10月12日(火)～11月10日(水)
７月	５月11日(火)～６月10日(木)	１月	11月11日(木)～12月10日(金)
８月	６月11日(金)～７月９日(金)	２月	12月13日(月)～令和10年１月７日(金)
９月	７月12日(月)～８月10日(火)	３月	１月11日(火)～２月10日(木)
10月	８月12日(木)～９月10日(金)		

※出生前の申込みはできません。

※申込み後も、締切日までは希望施設の追加・順位の変更等や不足書類を受け付けます。**締切日を過ぎてから提出された書類は、翌月分の選考から反映**します。

例：６月入所希望で就労証明書未提出、５月11日に就労証明書を提出した場合
　→６月は書類不足のまま選考となり、７月の選考から反映されます。

※P９の「申込み上の注意」を必ず御確認のうえ、お申込みください。

参考　（令和８年度途中利用の受付期間）

利用希望月	受　付　期　間	利用希望月	受　付　期　間
令和８年度 11月	令和８年９月11日(金)～10月９日(金)	２月	12月11日(金)～令和９年１月８日(金)
12月	10月13日(火)～11月10日(火)	３月	１月12日(火)～２月10日(水)
１月	11月11日(水)～12月10日(木)		

申込みから利用開始まで

準　　備

- 見学・相談
  御家庭やお子さんに合った施設を見つけるため、見学をおすすめします。見学を希望する場合は、事前に施設に連絡をしてください。**疾病や障害、アレルギーのあるお子さんは、希望する施設に相談してください。**
- 申込書類の準備
  就労証明書などの必要書類を御準備ください。
  必要書類はＰ６～Ｐ７で御確認ください。
  申込書類に不備がある場合、利用調整時（選考）に不利になる、または、受付できないことがあります。締切に余裕をもって御準備ください。

↓

申込書類の提出

- **「いばらき電子申請・届出サービス（水戸市）」**からお申込みください。
  ※端末に問題がある場合など、特別な事情によりオンライン申請が困難な場合は、窓口でのお申込みも可能です。
- 利用者負担金等に滞納がある場合は、**納付相談後**にお申込みください。

↓

確　　認

- 幼児保育課の職員が、世帯状況・就労状況等について確認をしますので、提出書類の不足や不備がある場合は御連絡します。
- **事実と異なる虚偽の記載があった場合は、内定取消とし、利用開始後に明らかになった場合は、保育の実施を解除します（退所となります）。**

↓

認　　定・利用調整（選考）

- 提出された書類をもとに、家庭で保育できない時間に応じて、市が教育・保育給付認定（２号・３号認定）を行います。
- 選考基準に基づき選考を行い、**保育の必要な度合いの高い世帯**が優先で利用内定となります。**抽選や先着順ではありません。**
- ４月二次選考は、一次選考後の空き状況に応じて行います。なお、一次選考で内定にならなかった方は、二次選考の対象となります。

↓

結果の連絡

- ４月一次選考対象の方には、１月中旬頃に結果を郵送にて通知します。
- ４月二次選考対象の方には、３月中旬頃に内定者のみ電話連絡します。
- 年度途中選考対象の方には、毎月17日頃から数日中に内定者のみ電話連絡します。
- ４月二次選考、年度途中で内定にならなかった場合は、Ｐ10の「内定にならなかった場合」をお読みください。

↓

面　　接

- 利用が内定した場合は、利用開始月の前月までに内定施設と面接や健康診断を受けてください。
  面接・健康診断を受けない場合は内定取消となります。また、面接・健康診断等の状況により内定取消となる場合があります。
  日程の都合が合わない場合には、内定施設に連絡し、調整してください。

↓

通　　知

- 内定した方には、市から支給認定証、保育利用承諾通知書、利用者負担額決定通知書等を郵送します。
- 内定にならなかった方には、初回のみ利用希望月の前月末頃までに保育利用保留通知書を郵送します。

↓

利用開始

- 利用が決まった月の１日から利用開始となります。
- 利用開始当初は、ならし保育（短い時間の保育）があります。ならし保育の期間も１か月分の利用者負担金が発生します。

3 利用申込みに必要なもの ※オンライン申請での画像添付による提出。鮮明なものを御用意ください。

<水戸市子育てナビみとっこ1丁目>

＜保育利用関係書類ダウンロード＞
添付ファイルに不備がある場合（画像不明瞭、電子ファイルのパスワードロックなど）は書類不備となり、選考上不利になる、または、受付できないことがあります。締切に余裕を持って御準備ください。

全員必要

1　申込保護者本人であることを確認する書類

① 写真表示がある書類の場合は１点
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書
② 写真表示のない書類の場合は２点以上
健康保険資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当認定通知書

2　保育の必要性を証明する書類（保護者それぞれ①～⑧のいずれかが必要です。）

事由	必要な書類	対象者
①就労（被雇用者）	就労証明書	父　母　祖父　祖母
②就労（自営・農業）	就労状況申告書	父　母　祖父　祖母
③求職活動	誓約書	父　母　祖父　祖母
④妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日の記載されたページ）	母
⑤疾病・障害（ア及びイ）	ア　申立書 イ　診断書、障害者手帳、療育手帳等の写し（いずれか）	父　母　祖父　祖母
⑥介護・看護（ア及びイ）	ア　申立書 イ　診断書、障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し（いずれか）	父　母　祖父　祖母
⑦就学（ア及びイ）	ア　在学証明書、学生証の写し（いずれか） イ　時間割、カリキュラム（いずれか）	父　母　祖父　祖母
⑧拘禁	拘禁を証明する書類	父　母　祖父　祖母

※生計同一の同居人（未入籍の場合も含む。）がいる場合、その方の書類の提出も必要です。
※①②の事由に該当する方で、就労見込みの場合や、利用の基準に満たない場合は、③の誓約書の提出も必要です。
※就労証明書は、証明日が就労開始前の日付である場合、就労開始後に再度提出する必要があります。

該当者のみ必要

3　受付時点で同居または今後同居予定の祖父母がいる場合

満65歳未満※1の同居（敷地内同居の場合も含む。）祖父母がいる場合は、その方の書類※2の提出が必要です。

※1 利用希望月の１日の時点での年齢です。
※2 上記「２　保育の必要性を証明する書類」のいずれかを御提出ください。

4　ひとり親・両親不存在世帯の場合

保護者の状況	必要な書類
離婚調停中で、住所と生計が別の場合	調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）
その他の場合（ア、イのいずれか）	ア　児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は、本市で確認を行うので提出不要です。 イ　離婚届受理証明書または戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住所が別々になっていない場合は、ひとり親として取り扱いません。（世帯分離は別々とはみなしません。）

5　生活保護を受けている場合

被保護証明書または受給証の写し（生活福祉課で発行）

6　同居の家族に障害等がある方がいる場合

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書、障害基礎年金証書の写し（いずれか）

該当者のみ必要

7　**水戸市外に住民登録をしている方がいる場合（単身赴任等）**

住民票の写し（住民登録をしている市区町村で発行）

※国内に住民登録がない方はパスポートの写し（氏名・生年月日・顔写真等のページ）

8　**申込みをする児童にアレルギーや疾病等がある場合**

○施設利用については本人面接、疾病等の程度、医療行為の有無を考慮したうえで集団生活が可能かどうか判断します。なお、**申込みにあたっては、利用希望施設をあらかじめ見学し、相談することをおすすめします。**

○経過観察中の場合にも、必要に応じて提出していただく場合があります。

児童の状況	必要な書類
アレルギー疾患があり、施設利用上、特別な注意が必要な場合	「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の写し（原本は利用内定時に施設に提出）
障害や疾病がある場合 （アは必須。イは取得している場合のみ）	ア　専門医または専門機関の意見書や診断書等 ※記載内容については事前に幼児保育課にお問合せください。 イ　障害者手帳、療育手帳の写し（取得している場合）

9　**令和８年１月１日以降に水戸市に転入した場合**

必要な年度		必要な書類	対象者
令和８年１月１日時点の住民登録が市外の場合 ※利用希望月が令和９年９月以降の場合は提出不要です。	令和８年度	①市区町村民税課税（非課税）証明書（各年１月１日時点で住民登録があった市区町村で発行） ②市区町村民税納税通知書の写し ③市区町村民税特別徴収税額通知書の写し（①～③のいずれか）	父　母 祖父　祖母
令和９年１月１日時点の住民登録が市外の場合	令和９年度		

※マイナンバーを確認させていただいた方は提出不要です。ただし、住民税が未申告の場合は、マイナンバーを用いて税情報を照会しても税額が確認できませんので、転入前の市区町村で申告手続きを行ってください。

マイナンバー確認のために必要な書類（下記①～④のいずれか）
① マイナンバーカード裏面（個人番号記載面）
② 通知カード
③ 住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの）
④ 住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）

※生活保護を受けている方は提出不要です。
※市区町村民税非課税者（収入がなかったため扶養に入っていた方を含む。）も非課税証明書を提出してください。
※家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母や親族等（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）と判断される場合や、生計同一の同居人（未入籍の場合を含む。）がいる場合は、その方の書類も必要になり、利用者負担金算定の対象となります。

10　**申込みをする児童が第３子以降で兄・姉が児童発達支援施設等を利用している場合**

在園証明書（P14参照、副食費免除の判定に必要な書類です。）

11　**水戸市に転入予定の場合（Ｐ８参照）**

現住所地の住民票の写し、**転入日と転入先住所が分かるもの**（賃貸借契約書や住宅の売買契約書の写し等、引き渡し日が分かるもの）

※利用希望月の前月末までに水戸市へ転入手続きが完了することが確実な場合は、転入前でも幼児保育課で利用申込みの受付が可能です。ただし、転入日が確実になってからの受付となります。

添付書類について

４月一次募集の申込：令和８年９月１日以降に作成されたものを御提出ください。

４月二次募集以降の申込：証明日から３か月以内のものを御提出ください。

- 発行や準備が間に合わない書類がある場合は、受付期間内に幼児保育課へ御相談ください。
- 調査の結果、必要に応じて提出書類を追加していただく場合があります。指定する期日までに幼児保育課へ御提出ください。

4 広域利用

「広域利用」とは、転入または転出予定の場合や、里帰り出産、住所地と就労先の市区町村が異なる場合など住所を有する市区町村以外に所在する保育所等へ入所することをいいます。

水戸市外に住民登録があり、市内の施設の利用を希望する方

	転入予定の方	転入予定以外の方
受付場所	**ア　水戸市幼児保育課（オンライン申請）** （転入先住所と転入日が確実な場合） または **イ　住民登録がある市区町村の担当課**	**住民登録がある市区町村の担当課**
受付期間	**Ｐ４の「申込みの受付期間」を御確認ください。** ※住民登録がある市区町村からの申込みの場合、受付期間内に水戸市幼児保育課に申込書類が届いている必要があります。**締切に余裕を持って住民登録がある市区町村に提出してください。**	
利用申込みに必要なもの	アの場合　Ｐ６～Ｐ７参照 イの場合　（①～③を住民登録がある市区町村に提出） ①住民登録がある市区町村指定の書類 ②転入日と転入先住所が分かるもの（賃貸借契約書や住宅の売買契約書の写し等、引き渡し日が分かるもの） ※提出がない場合、転入予定とみなせず、選考上不利になる場合があります。 ③祖父母が保育できないことを証明する書類（転入時に満65歳未満※の祖父母と同居予定がある場合） ※利用希望月の１日の時点での年齢です。	①～②を住民登録がある市区町村に提出 ①住民登録がある市区町村指定の書類 ②祖父母が保育できないことを証明する書類 （Ｐ６「３　受付時点で同居または今後同居予定の祖父母がいる場合」参照）
備考	アの場合 **転入日と転入先住所の分かる書類の提出が確認できない場合、選考の対象となりません。** 利用月の前月末までに転入手続きを完了してください。 転入手続きが完了していない場合、内定取消となります。 イの場合 転入後、ただちに水戸市の申込書等の提出が必要です。 水戸市幼児保育課の窓口で手続きをしてください。	●原則として、保護者の就労先または祖父母の居住地が水戸市にあることが必要です。 ●原則として、水戸市民から先に利用調整を行い、受け入れ枠に余裕がある場合に、他市区町村の方を利用内定とします。
	●水戸市で定める保育を必要とする事由の基準を満たす必要があります。（Ｐ２参照） ●利用希望施設は５か所まで選べます。ただし、住民登録がある市区町村で受付の場合、住民登録がある市区町村で制限がある場合があります。	

水戸市内に住民登録があり、市外の施設の利用を希望する方

受付場所	**水戸市幼児保育課　窓口**　※オンライン申請は行っておりません
受付期間	**利用を希望する施設がある市区町村の締切日の10日程度前まで**
申込みに必要なもの	○水戸市の申込書類及び希望する施設がある市区町村での必要書類 詳細は水戸市ホームページ【令和９年度】保育利用申込み 窓口で申請する場合 を御確認ください。 〈水戸市子育てナビみとっこ1丁目〉
備考	●利用を希望する施設がある市区町村の担当課に、事前に**締切日と必要書類**を確認してください。 ●選考は、施設がある市区町村に住民登録がある方を優先することが一般的です。 ●市外からの利用を受け入れていない施設もあります。事前に受け入れ状況等について、希望する施設がある市区町村の担当課へお問合せください。 ●転出予定の場合、転出後、ただちに転出先市区町村の申込書等の提出が必要ですので、転出先市区町村の担当課で手続きをしてください。

5 申込み上の注意

5－1 入所全般について

(1) **令和９年度の入所申込みをしても令和10年度（令和10年４月以降）の入所については選考されません。別途申込みが必要です。**

(2) 申込みを取下げる場合や内定を辞退する場合は、幼児保育課へ御連絡ください。**内定を辞退すると申込みも取下げとなるため、翌月以降も選考を希望する場合は、再度申込みが必要です。**なお、申込みの取下げをした場合や**内定を辞退した場合には「保育利用保留通知書」は発行されませんので御注意ください。**

(3) 締切日までは希望施設の追加・順位の変更等や不足書類を受け付けます。**締切日を過ぎてから提出された書類等は、翌月分の選考から反映**します。

(4) 新規申込の方で、利用開始月中に産前・産後休業を取得する場合は「妊娠・出産」の事由となり、認定期間終了後に退所となります。

(5) 保育を必要とする事由、家庭状況等に変更があった場合は、その都度、幼児保育課へ証明書の御提出または御連絡をお願いします。御連絡がない場合は退所（内定取消）となります。

5－2 育児休業中の入所申込みについて

(1) 育児休業中に入所申込みをする場合、**遅くとも利用開始月の翌月15日までに復職**する必要があります。ただし、他市区町村の保育所等を利用する方については、保育所等が所在する市区町村が定める復職の期限が早い場合、その市区町村が定める期限までに復職する必要があります。

(2) 利用開始後、復職（予定）証明書を提出していただきます。

※以下の①、②に該当する場合は、選考に影響するため退所（内定取消）となります。

①育児休業取得中の勤務先を退職した場合

②利用開始月の翌月15日までに復職をしない場合（有給休暇等で、実質的に利用開始月の翌月15日までに復職をしない場合も認められません）

※派遣社員の方で、復職後の派遣先が決まっていない方は、上記に該当しません。

(3) **「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」**を選択した場合は、選考の際の優先度を下げるものであり、入所保留及び育児休業給付金支給期間延長を保証するものではありません。

選考の結果、希望施設に空きがある場合には、利用内定となる可能性があります。**利用内定となった後に、内定を辞退した場合「保育利用保留通知書」の発行はできません。**

育児休業の延長に関する各種手続きについて水戸市では一切の責任を負いかねますので、事前に管轄のハローワークや勤務先に確認していただいたうえで、提出の御判断をいただくようお願いします。

選択を変更する場合は、毎月の受付期間内にオンライン申請、電話または幼児保育課窓口にて手続きをしてください。

5－3 きょうだいが認定こども園（２号・３号）・保育所・家庭的保育・小規模保育を利用中の方

(1) **４月一次募集の利用申込みをされる方**

就労証明書等の必要書類（Ｐ６～Ｐ７参照)は、きょうだいの現況届に原本を添付し、オンライン申請には「添付書類提出フォーム」より画像を添付してください。また、きょうだいが同時に３歳到達児転園申請を行う方は、オンライン申請の「(11/14) きょうだいで同時に利用申込をする場合について」を必ず御入力ください。

(2) **４月二次募集以降の利用申込みをされる方**

Ｐ６～Ｐ７の２～７、９～11の必要書類は、きょうだいの現況届等ですでに提出されていて、内容に変更がない場合は提出不要です。

【現況届について】

次年度に引き続き保育所等の利用を希望する場合には、年に一度「現況届」の提出が必要です。現況届により、提出日時点における保育の必要性の有無の確認と次年度の利用の可否を確認します。

※保育が必要な事由が確認できない場合や締切りまでに提出がない場合は、退所になりますので御注意ください。

選考基準

	世帯の状況	保護者の状況（就労の場合）	きょうだいの保育状況
高い ↑ 優先度 ↓ 低い	・両親不存在世帯 ・ひとり親世帯 ・父母と児童のみの世帯 ・同居または近隣に保育を期待できる親族がいる世帯	・産休・育休明け ・就労中 （時間により変動） ・就労先内定 ・求職活動	・きょうだいが既に認可保育所を利用している ・申込み児童以外の未就学児を家庭で保育できる

【その他の配慮事項】
・住所及び生計同一者に入院中の方や障害のある方がいる世帯
・父また母が単身赴任中
・利用中の施設が希望月以降継続利用不可
・産休・育休のため退所した児童が再度施設の利用を希望する場合等

内定にならなかった場合

●希望月に利用開始できない場合があります

保育の必要な度合を点数化して選考を行い、優先度が高い児童から利用内定とします。施設の受入れ状況や、申込みの状況によって、希望する施設を希望月から利用できない場合があります。

長期間利用待ちとなっていることや申込みをした順番は、内定の可否に関係しません。

●内定にならなかった場合の通知

初回申込分のみ利用希望月の前月末頃までに**「保育利用保留通知書」**を郵送します。

ただし、利用内定となった後、私的理由で内定を辞退した場合や、受付期間内にお申込みをしなかった場合には発行できません。

初回申込月だけでなく、育児休業延長等の手続きのために保育利用保留通知書の発行を希望する場合は、希望月の前月22日以降に幼児保育課へ御連絡ください。後日窓口でお渡しします。郵送を御希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、郵送でお申込みください（書式は問いません）。

●利用希望月翌月以降の申込みの取扱い

利用希望月の翌月以降も、月１回の選考を行い、**利用内定の場合のみ**幼児保育課から電話連絡します。

6 入所後に必要な手続き

次のような場合、必ず幼児保育課へ御連絡ください。認定内容や利用者負担金等が変更になる場合があります。正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、退所となることがあります。

(1) 保育を必要とする事由が変わった場合（妊娠・病気・入院・就学など）
(2) 就労等の状況が変わった場合（勤務先・日数・時間など）
(3) 世帯状況が変わった場合（氏名変更・家族の出生・死亡・離婚・婚姻・別居・祖父母同居・単身赴任・生活保護の開始など）
(4) 居住地などが変わる場合（転出・転居・電話番号の変更など）
(5) 家庭保育が可能となった場合（退職・病気全快・育児休業取得・その他）

<水戸市子育てナビみとっこ１丁目>

利用開始後の
諸手続きについて

＊認定の変更について＊

保育必要量（標準時間・短時間）、保育を必要とする事由、認定期間を変更する必要がある場合は、**変更が生じる月の前月末まで**に手続きを行ってください。

例：５月末退職し求職活動を行う→５月中に誓約書を幼児保育課へ提出→６月から「求職活動・保育短時間」へ
６月から保育標準時間を希望したい→５月中に保育標準時間に相当する書類を提出する
持病が悪化し、７月から仕事を休むことになった→６月中に申立書・診断書等を提出→７月から「就労→疾病」へ

7 転園申請について

(1) 原則、オンライン申請でお申込みください。
(2) 受付期間・必要書類は新規申込みと同じです。
　Ｐ４～Ｐ７を御確認ください。
(3) 市外の施設へ転園希望の方は、Ｐ８を御確認ください。
(4) 転園の意思がなくなった場合は、速やかに申請を取下げてください。

＜注意事項＞
※育児休業中は転園できません。育児休業中の保育利用は、お子さんが利用中の保育施設で引き続き保育を受けられるようにするための制度であり、新しい保育施設への転園を目的とした制度ではありません。ただし、復職に合わせて転園申請することは可能です。
※転園内定を辞退した場合、現在利用中の保育所等には他の児童が入所するため、現在利用中の保育所等には戻れず退所となります。
※転園後もならし保育を行います。

8 利用者負担金について

8－1 利用者負担金の算定方法（０～２歳児クラス）

① 利用者負担金は、認定区分ごとに保護者の市区町村民税課税状況と児童の年齢（令和９年４月１日時点の満年齢）、保育必要量（保育標準時間または保育短時間）により階層区分に分けて市が決定します。毎年度見直しを行うほか、**算定の基礎となる課税年度の見直しを行うことによって、９月から利用者負担金が変更になることがあります。**

利用者負担金と課税年度

月（令和９年度）	利用者負担金算定の基礎となる市区町村民税の課税年度
４月～８月	**令和８年度（令和７年１月から令和７年12月までの収入から計算されます。）** **※令和８年１月１日時点で水戸市外に住民登録**していた方は、**令和８年度**の課税証明書等を提出していただきます。ただし、マイナンバーで確認できる場合は提出不要です。
９月～３月	**令和９年度（令和８年１月から令和８年12月までの収入から計算されます。）** **※令和９年１月１日時点で水戸市外に住民登録**していた方は、**令和９年度**の課税証明書等を提出していただきます。ただし、マイナンバーで確認できる場合は提出不要です。

② 市区町村民税所得割課税額は、調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別税額控除、配当控除、寄付金控除等）を適用する前の額を用いて算定します。
③ 家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母や親族等（敷地内同居の場合や同住所地で世帯分離している世帯を含む。）と判断される場合や、生計同一の同居人（未入籍の場合を含む。）がいる場合は、その方も利用者負担金算定の対象となります。
※父母の収入の合計が103万円未満で、かつ、同居祖父母のうち収入の高い方の所得が236万円以上ある場合は、その方の市区町村民税課税額を合算して利用者負担金を算定します。また、父母又は児童を税法上の扶養に入れている方がいる場合は、父母の収入にかかわらず、その方の市区町村民税課税額を合算して利用者負担金を算定します。
④ 保護者の市区町村民税が確認できない場合は、該当年齢の最高額で仮算定する場合があります。課税額が確認でき次第本算定を行います。本算定により正式に決定した利用者負担金が利用開始月にさかのぼり適用され、過不足が生じた場合は、本算定月以降調整（増額、減額）します。**年度途中（利用開始後）に、修正申告や更正の請求等により、課税額が変更になった場合は、利用者負担金の見直しを行いますので、幼児保育課へ御連絡ください。ただし、令和９年度分利用者負担金については令和９年度中（令和10年３月末まで）に御連絡いただかないと変更できません。**
⑤ 利用者負担金のほかに、通園バス代、制服代、給食費（３歳児クラス以上）、教材費等は、保護者の負担となります。保護者負担の費用については、各施設・事業所にお問合せください。
⑥ **利用者負担金は、原則として日割りでの算定は行いません。**

8－2 基準額表

① 3～5歳児クラス（1号認定の満3歳児クラス含む）の利用者負担額（保育料）：月額

利用者負担額（月額）	無料

※通園バス代、制服代、給食費、教材費等は、無償化の対象外となり、保護者の負担となります。保護者負担の費用については、各施設にお問合せください。

② 0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）：月額

（単位：円）

<table>
<tr><th rowspan="3">階層区分</th><th colspan="2" rowspan="2">階層定義</th><th colspan="2">第1子</th><th colspan="2">第2子以降</th></tr>
<tr><th colspan="2">利用者負担額（月額）</th><th colspan="2">利用者負担額（月額）</th></tr>
<tr><th colspan="2">市区町村民税額等</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">生活保護世帯</td><td>0</td><td>0</td><td colspan="2" rowspan="13">年齢・保育必要量・階層にかかわらず無料</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">市区町村民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td colspan="2">市区町村民税均等割のみ課税世帯</td><td>10,000</td><td>9,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親等世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="11">市区町村民税所得割額課税世帯</td><td>48,600円未満</td><td>14,000</td><td>13,000</td></tr>
<tr><td>ひとり親等世帯</td><td>7,000</td><td>6,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>48,600円以上
63,000円未満</td><td>20,000</td><td>19,000</td></tr>
<tr><td>ひとり親等世帯</td><td>8,000</td><td>7,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>63,000円以上
77,101円未満</td><td>26,000</td><td>25,000</td></tr>
<tr><td>ひとり親等世帯</td><td>8,000</td><td>7,000</td></tr>
<tr><td>7</td><td>77,101円以上
97,000円未満</td><td>28,000</td><td>27,000</td></tr>
<tr><td>8</td><td>97,000円以上
136,000円未満</td><td>36,000</td><td>35,000</td></tr>
<tr><td>9</td><td>136,000円以上
169,000円未満</td><td>42,000</td><td>41,000</td></tr>
<tr><td>10</td><td>169,000円以上
235,000円未満</td><td>52,000</td><td>51,000</td></tr>
<tr><td>11</td><td>235,000円以上
301,000円未満</td><td>54,000</td><td>53,000</td></tr>
<tr><td>12</td><td>301,000円以上
397,000円未満</td><td>56,000</td><td>55,000</td></tr>
<tr><td>13</td><td>397,000円以上</td><td>58,000</td><td>57,000</td></tr>
</table>

③　家庭的保育事業の利用者負担額（保育料）：月額

（単位：円）

<table>
<tr><th rowspan="2">階層区分</th><th colspan="3">階層定義</th><th>第１子</th><th>第２子以降</th></tr>
<tr><th colspan="3">市区町村民税額等</th><th>利用者負担額（月額）</th><th>利用者負担額（月額）</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="3">生活保護世帯</td><td>0</td><td rowspan="9">年齢・保育必要量・階層にかかわらず無料</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="3">市区町村民税非課税世帯</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td colspan="3">市区町村民税均等割のみ課税世帯</td><td>9,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">ひとり親等世帯</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市区町村民税所得割額課税世帯</td><td colspan="2">48,600円未満</td><td>9,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親等世帯</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td colspan="2">48,600円以上
77,101円未満</td><td>19,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親等世帯</td><td>7,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">77,101円以上
97,000円未満</td><td>19,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">97,000円以上</td><td>29,000</td></tr>
</table>

■利用者負担金は４月１日現在の年齢で算定しますので、年度途中で満３歳になっても無償化の対象にはなりません。

8－3 ひとり親等世帯の利用者負担金の軽減措置について

ひとり親世帯や、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者が世帯にいる場合、または生活保護法に定める要保護者に準じる程度に困窮していると市長が認めた世帯の場合は、一定の階層区分に該当する場合に限り軽減措置があります。

8－4 きょうだいカウントの対象について

保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢にかかわらず対象となります。

同居を要件とするものではないため、就労や就学、療養等の都合で別居となっている場合であっても、常に生活費等の送金が行われているような場合には「生計を同一にする」ものとして取り扱います。ただし、保護者と別住所に住民登録がある場合は、生計を同一にすることが確認できないため、別途生計を同一にすることが確認できる書類等の提出が必要になる場合があります。世帯に該当者がいる場合は、幼児保育課へお問合せください。

8－5 副食費の免除について

３～５歳児クラス（１号認定の満３歳児クラス含む）の給食費のうち、副食費について下記に該当する場合は免除となります。免除対象者には、幼児保育課から通知します。

＊副食費：おかず・おやつ代

児童（本人）の利用施設	免除対象となる要件
１号 ◆　幼稚園 ◆　認定こども園 （幼稚園機能部分）	・市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯 ・小学校１年生から３年生までの兄・姉または保育所等※を利用する兄・姉が２人以上いる場合
２号 ◆　保育所等 ◆　認定こども園 （保育所機能部分）	・市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親等世帯については、77,101円未満の世帯） ・保育所等※を利用する兄・姉が２人以上いる場合

※「保育所等」とは、以下の施設・事業所を指します。

- 保育所
- 幼稚園
- 認定こども園
- 特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業）
- 企業主導型保育事業
- 特別支援学校幼稚部
- 児童心理治療施設
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援

※特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している児童がいる場合、副食費免除の判定のためには、**在園証明書等**の提出が必要です。

8－6 利用者負担金等の納入について

利用する施設等により、支払先・支払方法が異なります。

利用者負担金等の支払先

施設等／費用	水戸市立 保育所・認定こども園	民間保育所	私立 認定こども園	地域型保育事業 〔家庭的保育事業 小規模保育事業等〕	水戸市外の 公立施設
利用者負担金	水戸市	水戸市	利用施設等		施設が所在する市区町村
給食費		利用施設等			

利用者負担金等の支払時期・支払方法

支払先／内容	水戸市	利用施設等	施設等が所在する市区町村
支払時期と方法	当月分を当月末日※に口座から振り替えます。	支払先にお問合せください。	

※12月のみ25日。振替日が土日祝日に当たるときは金融機関の翌営業日に振り替えます。

● 市立保育所・市立認定こども園・民間保育所

① 利用者負担金及び市立保育所・認定こども園の給食費（副食費）は、原則として、口座振替により納めていただきます。

② 口座振替は、次のいずれかの方法でお申込みください。
- ・オンラインでの申込み（一部お取扱いできない金融機関があります。）
- ・金融機関窓口での申込み
- ・幼児保育課での申込み（一部お取扱いできない金融機関があります。）

③ 口座振替日は、その月の末日です（12月のみ25日）。月末日が土・日曜日、祝日に当たるときは、金融機関の翌営業日となります。

④ 口座振替が開始されるまでは、納付書を送付します。必ず期限内に納めてください。

⑤ 口座振替日に残高不足で振替ができなかった場合は、約10日後に再振替を行います。

⑥ 利用者負担金が納入期限までに完納されないときは、督促を行うほか、法令の定めるところにより延滞金を徴収します。

また、児童手当からの特別徴収の方法による徴収や、給与・不動産・預金等の財産を調査し、差押えをすることがあります。

⑦ 水戸市立保育所及び認定こども園の給食費（副食費）が納入期限までに完納されないときは、督促を行うほか、法的措置をとることがあります。

● 私立認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業

利用者負担金等は、利用する施設・事業所に直接納めていただきます。詳しくは各施設・事業所にお問合せください。

● 他市区町村の公立施設

利用者負担金等は、施設がある市区町村に直接納めていただきます。詳しくは施設が所在する市区町村にお問合せください。

8－7 児童手当からの徴収について

● 申出による利用者負担金等の徴収について

水戸市では、児童手当受給者が利用者負担金等を滞納している場合に、児童手当受給者の申出により児童手当から徴収する制度を実施しています。

申出書を提出していただくことにより、利用者負担金等の**滞納分を児童手当から徴収いたします。**納付している多くの方々との公平性を図るため、可能な限り提出に御協力ください。なお、申出書を提出した場合でも**滞納が発生しない限り、児童手当から徴収することはありません。**

支給される児童手当の全額または一部を滞納している利用者負担金等に充てます。

徴収は、保育所等利用中の児童分の児童手当だけでなく、保育所等を利用していない児童分の児童手当も対象となります。支給される児童手当の金額が、滞納している利用者負担金等を上回る場合、滞納額を差し引いた残額は児童手当として支給されます。

１回の支給日で滞納額の全額を徴収できない場合は、次回以降の支給日でも引き続き徴収を行います。滞納が無くなった時点で徴収は終了しますが、再度滞納が発生した場合には徴収を再開します。

申出の撤回または申出内容の変更をする場合は、児童手当の支給月の前月の20日までに手続きが必要となります。

● 特別徴収の方法による利用者負担金の徴収について

水戸市では、**一定期間利用者負担金を滞納している保護者を対象**に、特別徴収の方法による利用者負担金の徴収を実施しています。

特別徴収の方法による利用者負担金の徴収とは、児童手当法第22条に基づき、児童手当受給者の**同意を必要とせずに**、滞納となっている保育所利用者負担金に、**児童手当を充当できる制度**です。

8－8 利用者負担金の減免

災害や生活困窮等により利用者負担金を減免できる場合があります。詳しくは幼児保育課へお問合せください。

9 Q&A

1　利用について

Q 1　利用する施設を選ぶため、施設の見学はできますか？

A 1　見学できます。御家庭やお子さんに合った施設を見つけるため、見学をおすすめします。保護者の方が各施設に連絡して、見学日を調整してください。

Q 2　施設・事業所を利用したい場合、どこに申し込むのですか？

A 2　幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）の利用については、各施設に直接お申込みください。詳しくはＰ３を御覧ください。

認定こども園（保育機能部分）・保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業の利用については、幼児保育課へお申込みください。詳しくはＰ４～Ｐ５を御覧ください。

2　幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）について

Q 3　幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）では遅くまで預かってもらうことができますか？

A 3　教育標準時間の前後に、各施設が設定した時間内で「預かり保育」を実施しています。

実施時間・料金等については、各施設にお問合せください。

預かり保育の保育料について

一部が無償となる場合があります。詳細は水戸市ホームページを御確認ください。

＜水戸市子育てナビみとっこ１丁目＞

幼児教育・保育の無償化のお知らせ

3　認定こども園（保育所機能部分）・保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業について

Q 4　申込みは、早く届け出た方が有利なのですか？

A 4　いいえ。利用の決定は先着順ではありません。締切日までに申込みをしていただければ、申込み順は利用の可否に関係しません。また、世帯によっては他市区町村や勤務先から書類を取り寄せていただく場合もありますので、申込書類は締切に余裕をもって御準備ください。

Q 5　申込みをすれば、必ず利用できますか？

A 5　希望の施設の申込み数が受入れ可能な人数を超えている場合や、利用基準に該当しない場合には、利用できないことがあります。

Q 6　申込みをしたのですが、希望月に利用できませんでした。その場合は、再度申込書類を提出するのですか？

A 6　提出いただいた申込書類は、年度内は有効です。翌月以降も選考の対象となります。令和10年度４月利用の一次募集期間までに内定にならず、令和10年度も利用を希望する場合には新たに申込書類の提出が必要です。

Q７ **都合により施設を２～３か月ほど休みたいのですが、利用者負担金を支払えば休んでいる間も在籍することは可能ですか？**

Ａ７ いいえ。施設は利用者負担金だけでなく、国・県・市からの公費を元に運営しているため、家庭で保育可能な児童は在籍することができません。原則、１か月（里帰り出産のために休む場合は２か月）を超えて休む場合には、退所(園)していただくこととなりますので、保育利用中止届を幼児保育課に提出してください。

Q８ **公立と民間の保育所では利用者負担金の金額は異なりますか？**

Ａ８ 保育所は、公立も民間も利用者負担金は同額です。ただし、延長保育料や制服等の諸費用について、各施設ごとにかかる費用がありますので、詳細は希望する施設へ直接お問合せください。

Q９ **利用希望施設は、認定こども園（保育所機能部分）・保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業の中から異なる種類の施設・事業所を同時に申込むことは可能ですか？**

Ａ９ はい。第１希望から第５希望の中で認定こども園（保育所機能部分）・保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業を同時に申込むことが可能です。選考は施設の種類にかかわらず、合わせて行います。

Q10 **失業して収入が減り、利用者負担金を支払うことが難しくなりました。どうしたらよいですか？**

Ａ10 災害や生活困窮等により減免の対象となる場合があります。また、納付相談を実施しておりますので、幼児保育課に御相談ください。

Q11 **水戸市内に住んでいますが、職場への通勤の都合上、水戸市外の保育所等の利用を考えています。申込みの手続きはどのようにすればよいですか？**

Ａ11 申込みは、水戸市幼児保育課窓口で受付けます（オンライン申請不可）。ただし、締切日は市区町村によって異なります。事前に締切日や受入れ状況等について希望する施設がある市区町村の担当課に直接お問合せください。詳しくはＰ８を御覧ください。

Q12 **パートで１日４時間、週３日働くこととなりました。保育所・認定こども園（保育所機能部分）・家庭的保育事業・小規模保育事業への申込みはできますか？**

Ａ12 申込みは可能です。ただし、就労事由で保育所等を利用する場合、月64時間以上の就労が必要です。この基準を満たさないまま利用を開始した場合、利用開始日から起算して90日を迎える日の属する月の末日で実施期間が終了します。引き続き利用を希望する場合は、実施期間の終了日までに基準を満たした就労を開始し、基準を満たした就労証明書を提出してください。また、利用の基準に該当しない場合は、幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）、一時預かり、認可外保育施設等の利用を御検討ください。

Q13 **保育施設を利用している児童がいますが、父母が離婚して、母子は母方実家で祖父母と同居することとなりました。何か必要な手続きはありますか？**

Ａ13 離婚が成立し、父母の住所が別々になり次第、幼児保育課窓口で家庭状況等変更届を提出してください。併せて、ひとり親世帯であることを証明する書類の提出が必要です。また、祖父母と同居後、祖父または祖母どちらかが生計の中心者と判断される場合、その方も利用者負担金算定の対象となります。

Q14 保育標準時間の認定を受けましたが、保育標準時間の１日の上限である11時間を常時利用できるのですか？

A14 いいえ。常時上限まで利用できるとは限りません。就労等の事由により、保育が必要な時間に応じて利用していただきます。

Q15 入所児童の年齢が満３歳に達したときは、水戸市が職権により教育・保育給付認定を３号認定から２号認定へ変更しますが、利用者負担金も３歳児の金額に変更となりますか？

A15 いいえ。利用者負担金は、４月１日時点の満年齢に応じた金額が１年間適用されます。

Q16 現在、育児休業を取得していて、職場復帰を控えています。ならし保育があると聞いたのですが、ならし保育の期間はどのくらいですか？また、職場復帰のどのくらい前から利用が可能なのですか？

A16 ならし保育は利用開始日から始まり、おおむね２週間程度です。ただし、各施設の方針やお子さんの慣れ具合によって、ならし保育の期間は異なります。育児休業からの復職により利用する場合、利用開始月の翌月の15日までに復職する必要があります。利用希望可能月は下記のとおりです。

１日～15日に職場復帰 ・・・ 前月の１日から利用希望可能
16日～月末に職場復帰 ・・・ 当月の１日から利用希望可能

Q17 保育施設を利用しており、今後出産を予定しています。何か必要な手続きはありますか？

A17 母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されたページ）を幼児保育課に御提出ください。
自営業・内職の方は、仕事に復帰するまでに産後８週を超える期間がある場合は、一旦退所して御家庭で保育していただきます。産後８週を経過してすぐに仕事に復帰する場合は、新たに出生した子の保育状況について確認しますので、幼児保育課に御連絡ください。
育児休業を取得する方は、育児休業中の継続利用ができます。出産後８週以内に、育児休業等取得証明書または育児休業の期間の承認を証明する辞令等の写しを幼児保育課に提出してください。
※父が１か月以上育児休業を取得する場合は、父の分を育児休業開始前に提出してください。

Q18 選考は、第１希望で申込んでいる児童から行うのですか？

A18 いいえ。希望順位にかかわらず、各施設を申込んでいる全ての児童について選考を行い、保育の必要度合の高い児童から利用内定となります。

Q19 現在、求職活動事由、保育短時間の認定を受けて施設を利用していますが、就労を開始しました。保育標準時間への変更は可能ですか？

A19 月120時間以上の就労であれば、保育標準時間への変更が可能です。ただし、就労証明書を幼児保育課へ御提出いただいた月の翌月からの変更となります。
※一部の幼稚園型認定こども園と家庭的保育事業は、保育標準時間の開設をしていません。保育標準時間の開設がない施設での保育標準時間への変更はできません。開設時間の詳細はＰ20～Ｐ26の施設一覧を御参照ください。

10 施設一覧

※各施設に振られている番号は、
裏表紙のマップに対応しています。

※表の情報とは異なる場合がございます。
詳しくは、各施設にお問合せください。

<水戸市子育てナビみとっこ１丁目>

詳細は、こちらを御覧ください。

☆市立幼稚園

No.	施　設　名	所　在　地	電話番号	対象年齢（利用年度４月１日時点）	平日のみ		
					開園	閉園	教育標準時間
1	緑岡幼稚園	見川町2563番地	241−1319	３歳～	8:30	16:30	9:00～13:30
2	国田幼稚園	下国井町2595番地の1	239−7401	４歳～	9:00	18:00	9:00～13:30
3	酒門幼稚園	酒門町1245番地の3	247−7980	３歳～	9:00	16:00	9:00～13:30

※開園・閉園時間につきましては概ねの時間です。

☆私立幼稚園

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	対象年齢	平日のみ		
						開園	閉園	教育標準時間
1	水戸幼稚園	緑町３丁目９番36号	60	221−6084	満３歳～	8:00	18:00	8:30～14:00 水曜8:30～11:30
2	吉田幼稚園	元吉田町1977番地の34	300	247−5556	満３歳～	7:30	18:00	10:00～14:00
3	河和田幼稚園	河和田町1183番地	90	251−3154	満３歳～	8:00	18:00	8:30～14:00 月曜8:30～11:30

☆市立認定こども園（幼稚園型）

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	対象年齢（利用年度４月１日時点）	平日のみ			
						開園	閉園	教育標準時間	保育時間
1	石川認定こども園	石川４丁目4037番地の6	１号：50 ２号：30	252−2990	３歳～	8:00	18:00	9:00～13:30	8:30～16:30
2	浜田認定こども園	浜田１丁目１番２号	１号：50 ２号：30	221−5268	３歳～	8:00	18:00	9:00～13:30	8:30～16:30
3	常磐認定こども園	西原１丁目３番65号	１号：50 ２号：30	221−6426	３歳～	8:00	18:00	9:00～13:30	8:30～16:30

☆私立認定こども園（幼稚園型）

● 対象年齢：満３歳から

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	平　日					土
					開園	閉園	教育標準時間	標準時間	短時間	
1	認定こども園フレンド少友幼稚園※1	備前町５番36号	１号：30 ２号：15	221−0781	7:30	18:30	9:00～14:00	7:30～18:30	8:30～16:30	２号のみ
2	認定こども園あかつか赤塚幼稚園※2	赤塚１丁目1997番地	１号:120 ２号：80	251−9203	7:30	18:30	9:00～14:00	7:30～18:30	9:00～17:00	１号 ２号
3	認定こども園わたり渡里幼稚園※2	堀町958番地の4	１号：90 ２号：70	231−5920	7:30	18:30	9:00～14:00	7:30～18:30	9:00～17:00	１号 ２号
4	認定こども園大塚ひのまる幼稚園※1	大塚町1583番地	１号：90 ２号：30	251−8517	7:30	18:00	8:30～14:00	—	8:30～16:30	—
5	認定こども園あさひ幼稚園※3	渋井町254番地	１号:135 ２号：90	231−5732	7:30	19:00	8:30～15:00	7:30～18:30	8:30～16:30	２号のみ

No.	施設名	所在地	定員	電話番号	平日					土
					開園	閉園	教育標準時間	標準時間	短時間	
6	認定こども園あたご水戸英宏愛宕幼稚園	愛宕町10番５号	1号: 20 2号: 10	231-1360	8:00	18:00	8:30～14:00	—	8:30～16:30	2号のみ
7	認定こども園ひらす水戸英宏平須幼稚園	平須町1820番地の116	1号: 60 2号: 30	241-3376	8:00	18:00	8:30～14:00	—	8:30～16:30	2号のみ
8	認定こども園聖母幼稚園※1※3	五軒町２丁目４番32号	1号:120 2号: 30	225-6200	7:45	18:00	9:00～14:00	—	9:00～17:00	2号のみ
9	認定こども園愛恩幼稚園※3	南町３丁目４番44号	1号: 50 2号: 10	221-5027	7:30	18:00	8:30～14:10	—	8:30～16:30	2号のみ
10	認定こども園みどり幼稚園	元吉田町2649番地の2	1号: 75 2号: 40	247-5657	7:30	18:30	9:00～14:00	7:30～18:30	9:00～17:00	2号のみ

＜注意事項＞
※１少友幼稚園・大塚ひのまる幼稚園・聖母幼稚園の１号は、週１回、午前のみのお預かりとなる日があります。
※２赤塚幼稚園・渡里幼稚園の１号の土曜日の利用は、第１または第３土曜日となります。
※３あさひ幼稚園１号・２号、聖母幼稚園・愛恩幼稚園２号は満３歳児入園を実施していません（利用年度の４月１日時点で３歳以上の方が対象です）。

☆市立認定こども園（幼保連携型）

● 対象年齢：１号　　… 利用年度の４月１日時点で４歳以上
　　２号・３号 … 生後２か月から就学前まで

No.	施設名	所在地	定員	電話番号	平日					土
					開園	閉園	教育標準時間	標準時間	短時間	
1	常澄認定こども園	大串町789番地の2	1号　　: 70 2号・3号: 60	269-4592	7:30	19:00	9:00～13:30	7:30～18:30	8:30～16:30	2号のみ
2	内原認定こども園	内原町720番地の1	1号　　:100 2号・3号: 70	259-4656	7:30	19:00	9:00～13:30	7:30～18:30	8:30～16:30	2号のみ

☆私立認定こども園（幼保連携型）

● 対象年齢：１号　　… 満３歳から
　　２号・３号 … 生後２か月から就学前まで

No.	施設名	所在地	定員	電話番号	平日					土日祝
					開園	閉園	教育標準時間	標準時間	短時間	
1	認定こども園プリンセスリリーリリー幼稚園	中丸町2052番地の17	1号:135 2号: 69	253-3891	7:30	19:00	8:00～13:30	7:30～18:30	8:00～16:00	土
2	認定こども園プリンセスリリーリリー幼稚園分園チャイルドランドナーサリー※1	大塚町1863番地の186	3号:31	254-2711	7:30	19:00	—	7:30～18:30	8:00～16:00	土
3	認定こども園グレイスリリーヴィクトリアナーサリー※2	姫子２丁目751番地の17	1号　　: 3 2号・3号:122	253-5553	7:30	19:00	8:00～13:30	7:30～18:30	8:00～16:00	土
4	認定こども園フォレストリリーリリーの森幼稚園	内原町1397番地の3	1号　　:150 2号・3号:110	259-2585	7:30	19:00	8:00～13:30	7:30～18:30	8:00～16:00	土
5	元吉田さくら認定こども園	元吉田町1833番地の44	1号　　: 35 2号・3号:190	350-7001	7:00	20:00	8:30～13:30	7:00～18:00	8:30～16:30	土日祝 2号・3号
6	常磐大学こども園	見和１丁目425番地	1号　　:105 2号・3号: 50	232-2680	7:30	18:30	9:00～14:00	7:30～18:30	9:00～17:00	土

＜注意事項＞
※１チャイルドランドナーサリーは、３歳になる年度の３月末までのお預かりとなります。
※２ヴィクトリアナーサリーの１号は、満３歳児入園を実施していません（利用年度の４月１日時点で３歳以上の方が対象です）。

☆公立保育所

- 対象年齢：生後２か月から就学前まで
- 土曜日は午前保育（短時間／８：30～13：00、標準時間／７：30～13：00）

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	平　日				土日祝
					開園	閉園	標準時間	短時間	
1	白梅保育所	元吉田町3250番地の1	90	304-2070	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
2	杉山保育所 ※令和12年度末廃止予定	三の丸３丁目12番５号	120	221-7219	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
3	新原保育所	新原２丁目６番20号	100	251-2262	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
4	緑岡保育所	見川町2131番地の1519	80	241-0707	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
5	城東保育所	城東２丁目６番39号	60	231-5972	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
6	平須保育所（１歳３か月から） ※令和11年度末廃止予定	平須町1820番地の7	60	241-1172	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
7	渡里保育所	堀町480番地の7	60	224-8908	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
8	若宮保育所 ※募集停止	若宮１丁目10番30号	80	226-3923	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
9	河和田保育所	河和田３丁目2536番地の2	90	253-1482	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
10	双葉台保育所 ※令和12年度末廃止予定	双葉台２丁目19番地	70	252-8749	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
11	一の牧保育所 ※募集停止	見川町2131番地の1741	60	243-8899	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土

※本市では、「市立保育所の在り方と今後の方針」（令和７年２月策定）に基づき、市立保育所の再編を進めています。
※若宮保育所及び一の牧保育所は、令和８年４月利用分から新規の募集を停止しています。
- 若宮保育所は、令和10年４月に城東保育所に統合予定です。
- 一の牧保育所は、令和10年４月に河和田保育所に統合予定です。

※杉山保育所、平須保育所及び双葉台保育所は、廃止まで全年齢の募集を行います。廃止の際には、利用を希望する施設への転園申請書を御提出いただき、選考により転園先が内定します。

☆民間保育所

- 対象年齢：生後２か月から就学前まで

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	平　日				土日祝
					開園	閉園	標準時間	短時間	
1	聖光学園保育部	新荘１丁目４番８号	60	221-3973	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
2	ひので保育園	元吉田町720番地の2	160	248-3584	7:00	18:30	7:00～18:00	8:30～16:30	土
3	見和めぐみ保育園	見和２丁目198番地の5	110	252-2583	7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	土
4	すみれ保育園	飯島町1170番地の2	130	252-2781	7:00	19:30	7:00～18:00	8:30～16:30	土
5	ひかり保育園	袴塚１丁目５番18号	120	221-0301	7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	土
6	千波保育園	千波町2831番地の19	170	241-7347	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	平　日				土日祝
					開園	閉園	標準時間	短時間	
7	すみれ第二保育園	開江町478番地	110	251-0515	7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	土 日 祝
8	こばと保育園	千波町2600番地の4	90	353-6155	7:30	19:30	7:30～18:30	8:00～16:00	土 日 祝
9	こばと保育園分園（２歳児クラスまで）	千波町777番地	20	244-0020	7:30	19:30	7:30～18:30	8:00～16:00	土 日 祝（本園でお預かり）
10	葉山保育園	千波町1688番地の3	120	243-0296	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
11	ひばり保育園	平須町1824番地の22	80	243-1410	7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	土
12	すみよし保育園	住吉町115番地の1	120	247-8144	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
13	石川保育園	石川１丁目3974番地	120	252-4007	7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	土 日 祝
14	こばと東保育園	渋井町402番地	100	226-4555	7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	土 日 祝
15	こばと東保育園分園（２歳児クラスまで）	浜田町54番地の2	20	231-2095	7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	土 日 祝（本園でお預かり）
16	のぎく保育園	酒門町5038番地	80	225-6692	7:00	19:30	7:00～18:00	8:30～16:30	土
17	わかな保育園	根本２丁目582番地	170	231-8456	7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	土
18	笠原保育園	笠原町1827番地の3	100	243-2439	7:30	19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	土
19	はーとぴあ保育園	大塚町1803番地の1	80	251-1670	7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	土 祝
20	けやき台保育園	酒門町1578番地の8	60	304-3311	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
21	つばさ保育園	鯉淵町2066番地の14	80	257-0303	7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	土
22	小吹保育園	小吹町2305番地の1	110	305-4154	7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	土
23	ちゃいるどはうす保育園	笠原町150番地	70	241-5007	7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土
24	スワン保育園	東原３丁目２番６号	90	303-3337	7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	土 祝
25	ほうとく保育園	河和田町3961番地	100	306-8860	7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	土 日 祝
26	ときわの杜保育園	元石川町2534番地の2	90	306-8296	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
27	第二めぐみ保育園	河和田町425番地	90	303-5007	7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	土
28	堀あさひこども園	堀町209番地の1	110	303-5551	7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	土 日 祝
29	ルミエール保育園	平須町1218番地の1	120	239-3806	7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	土
30	ちゃいるどはうす森のほいくえん	平須町2366番地の1	90	246-6300	7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	平　日				土日祝
					開園	閉園	標準時間	短時間	
31	つぼみさく保育園	笠原町400番地の3	100	291-4152	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土 祝
32	うちはらスワン保育園	鯉淵町2222番地の1	90	259-3481	7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	土 祝
33	すずらん保育園	浜田町443番地の1	90	224-6001	7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	土 日 祝
34	ユーアイほいくえん	吉沼町1447番地の1	110	297-1211	7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	土 日 祝
35	元気の森保育園	東野町620番地の4	120	353-7311	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土 日 祝
36	桜ノ牧保育園	小吹町2053番地の33	90	350-7550	7:00	20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	土 日 祝
37	百合が丘ひまわり保育園	元石川町926番地の9	100	350-1772	7:00	19:30	7:30～18:30	8:00～16:00	土 日 祝
38	泉町保育園	泉町２丁目４番28号	40	303-6644	7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	土 日 祝
39	こばとラブリィ保育園	元吉田町2981番地	60	246-6611	7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土
40	はぐくみの森あさひ保育園 （２歳児クラスまで）	渋井町247番地の5	60	303-6086	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
41	はーとぴあ保育園桜ノ牧	小吹町1995番地の1	90	305-1181	7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	土 日 祝
42	わくわくの森保育園	堀町2296番地の7	120	353-7780	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土 日 祝
43	すずらん石川保育園	石川１丁目3858番地の1	90	306-7177	7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	土 日 祝
44	彩の国保育園	笠原町1228番地の10	60	241-8655	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
45	よつ葉吉沢保育園	吉沢町698番地の2	60	291-8515	7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	土 （月2日程度）
46	さんさん保育園	米沢町330－１	70	350-2537	7:00	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土
47	あさひまちなか保育園 （２歳児クラスまで）	南町２丁目５番２号	30	303-5527	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
48	笠原ひまわり保育園	笠原町1396番地の3	40	243-9213	7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土
49	ウォーターリリーナーサリー	全隈町261番地	40	350-4504	7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土
50	どんぐりの友保育園	開江町1623番地の3	60	353-7381	7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	土 日 祝
51	こばとリバティー保育園	自由が丘５番43号	50	350-7600	7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土
52	（仮） あさひまちなか保育園分園※ （３～５歳児クラス）	南町１丁目４番17号	20	303-5527	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土

※あさひまちなか保育園分園は、令和９年４月１日より開設予定です。

☆地域型保育事業（家庭的保育事業）

- 対象年齢：生後６か月から３歳になる年度の３月末まで
- 土曜日の利用時間は８:00～12:00

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	平日		土日祝
					開園	閉園	
1	はーとはうす	見川町2131番地の1586	5	243-8215	8:00	17:00	土
2	ベリーベルすずき保育室	米沢町85番地の2	5	248-2310	8:00	17:00	土
3	ハピスマイル	千波町	5	090-6104-4806	8:00	17:00	土
4	託児るーむ　りあん （令和７年4月1日から休止中）	渡里町	3	080-8052-6522	8:00	17:00	土
5	内原ベビーセンター げんきっず	内原町1064番地	5	259-2152	8:00	17:00	土
6	保育ルーム　ひなた	元吉田町	3	080-9981-8236	8:00	17:00	土
7	こはく保育室	東台	5	291-3862	8:00	17:00	土

☆地域型保育事業（小規模保育事業）

- 対象年齢：生後２か月から３歳になる年度の３月末まで

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	平　日				土日祝
					開園	閉園	標準時間	短時間	
1	スマイルハウス水戸	笠原町978番地の39 ロゼオ水戸店内	19	303-5359	7:30	19:30	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	土
2	白ゆり保育園	堀町832番地の1	19	254-1188	7:00	19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	土
3	よつ葉ナーサリー※1	吉沢町699番地の4	19	388-2017 080-8037-3539	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	土 （月２日程度）
4	ちゃいるどはうす※2 Ｎｉｄｏ＆Ｉｎｆａｎｔ	見和１丁目321番地の7	19	297-1200	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	土 （連携園でお預かり）
5	みのり保育園	愛宕町３番４号	12	239-3744	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	土
6	キララかわわだナーサリー※3	河和田町1193番地の5	19	291-3971	7:00	20:00	7:30～ 18:30	9:00～ 17:00	土 祝
7	かしわノ木県庁前保育園	笠原町416番地の3	19	297-3383	7:30	20:00	8:00～ 19:00	8:00～ 16:00	土
8	のぎくｈｏｐｅ保育園	城東１丁目４番20号	12	297-7757	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	土
9	梅の香保育園	赤塚１丁目1996番地の31	19	297-7202	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	土
10	ちゃいるどはうす 小さなおうち	笠原町511番地の1	19	244-0005	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	土 （連携園でお預かり）
11	ほうとくＬＡＬＡ保育園	河和田町3961番地	19	252-1560	7:00	19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	土
12	すくすく小規模保育園	笠原町1861番地の4	19	350-7056	7:30	18:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	土
13	すぎのこ住吉保育園	住吉町50番地の15	19	350-6303	7:30	19:00	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	土

No.	施　設　名	所　在　地	定員	電話番号	平　日				土日祝
					開園	閉園	標準時間	短時間	
14	キッズフィールド吉沢町園	吉沢町295番地の1	12	350-5320	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土
15	こばとスイート保育園	元吉田町2983番地の2	19	297-6088	7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土
16	みおんナーサリー	平須町1218番地	12	297-3908	7:00	18:30	7:00～18:00	8:00～16:00	土
17	すまいるキッズ緑岡保育園	千波町2362番地の13	19	241-0111	7:30	19:00	7:30～18:30	7:30～15:30	土
18	つぼみさくｙｕｍｅ保育園	笠原町656番地の1	19	297-4151	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	土 祝
19	すぎのこ見和保育園	見和１丁目307番地の8	19	350-2330	7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	土

＜注意事項＞
※１よつ葉ナーサリーの土曜保育は、よつ葉吉沢保育園でのお預かりです。
※２ちゃいるどはうすNido&Infantは、令和９年４月１日より「笠原町1552番地の1」へ移転予定です。
※３キララかわわだナーサリーは、令和９年４月１日より民間保育所へ移行予定です。

○家庭的保育事業・小規模保育事業の連携施設について

家庭的保育事業・小規模保育事業を利用している場合、３歳児クラスから利用を希望する施設への転園申請書を御提出いただき、選考により転園先が内定します。

※連携施設以外を希望する場合や連携施設で受入態勢が整わない場合は、４月からの内定が出ない可能性もございます。

No.	家庭的保育事業	連　携　施　設			
		公私区分	施設の種類	No.	施　設　名
1	はーとはうす	公立	保育所	4	緑岡保育所
2	ベリーベルすずき保育室	公立	保育所	1	白梅保育所
3	ハピスマイル	公立	保育所	4	緑岡保育所
4	託児るーむ　りあん （令和７年４月１日から休止中）	公立	保育所	7	渡里保育所
5	内原ベビーセンターげんきっず	公立	認定こども園（幼保連携型）	2	内原認定こども園
6	保育ルーム　ひなた	公立	保育所	1	白梅保育所
7	こはく保育室	公立	保育所	5	城東保育所
		私立	認定こども園（幼稚園型）	7	認定こども園 水戸英宏平須幼稚園

No.	小規模保育事業	連携施設			
		公私区分	施設の種類	No.	施設名
1	スマイルハウス水戸	私立	保育所	11	ひばり保育園
2	白ゆり保育園	私立	認定こども園（幼稚園型）	2	認定こども園　赤塚幼稚園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	3	認定こども園　渡里幼稚園
		私立	認定こども園（幼保連携型）	6	常磐大学こども園
		私立	保育所	28	堀あさひこども園
		私立	保育所	43	すずらん石川保育園
		私立	保育所	50	どんぐりの友保育園
3	よつ葉ナーサリー	私立	保育所	45	よつ葉吉沢保育園
		私立	保育所	13	石川保育園
4	ちゃいるどはうす Ｎｉｄｏ＆Ｉｎｆａｎｔ	私立	保育所	23	ちゃいるどはうす保育園
		私立	保育所	30	ちゃいるどはうす森のほいくえん
5	みのり保育園	私立	保育所	5	ひかり保育園
		私立	認定こども園（幼保連携型）	6	常磐大学こども園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	6	認定こども園 水戸英宏愛宕幼稚園
6	キララかわわだナーサリー （令和９年４月１日より 民間保育所へ移行予定）	私立	認定こども園（幼稚園型）	8	認定こども園　聖母幼稚園
		私立	保育所	27	第二めぐみ保育園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	6	認定こども園 水戸英宏愛宕幼稚園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	7	認定こども園 水戸英宏平須幼稚園
7	かしわノ木県庁前保育園	私立	認定こども園（幼稚園型）	1	認定こども園　少友幼稚園
		私立	保育所	3	見和めぐみ保育園
		私立	保育所	33	すずらん保育園
		私立	保育所	43	すずらん石川保育園
		私立	保育所	44	彩の国保育園
8	のぎくｈｏｐｅ保育園	私立	保育所	16	のぎく保育園
9	梅の香保育園	私立	保育所	38	泉町保育園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	2	認定こども園　赤塚幼稚園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	8	認定こども園　聖母幼稚園

No.	小規模保育事業	連携施設			
		公私区分	施設の種類	No.	施設名
10	ちゃいるどはうす小さなおうち	私立	保育所	23	ちゃいるどはうす保育園
		私立	保育所	30	ちゃいるどはうす森のほいくえん
11	ほうとくＬＡＬＡ保育園	私立	保育所	25	ほうとく保育園
12	すくすく小規模保育園	私立	保育所	18	笠原保育園
13	すぎのこ住吉保育園	私立	認定こども園（幼稚園型）	5	認定こども園　あさひ幼稚園
		私立	認定こども園（幼保連携型）	5	元吉田さくら認定こども園
		私立	保育所	3	見和めぐみ保育園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	7	認定こども園 水戸英宏平須幼稚園
		私立	幼稚園	3	河和田幼稚園※
14	キッズフィールド吉沢町園	私立	認定こども園（幼稚園型）	10	認定こども園　みどり幼稚園
		私立	認定こども園（幼保連携型）	6	常磐大学こども園
		私立	保育所	18	笠原保育園
		私立	保育所	26	ときわの杜保育園
		私立	保育所	46	さんさん保育園
		私立	幼稚園	3	河和田幼稚園※
15	こばとスイート保育園	私立	保育所	39	こばとラブリィ保育園
16	みおんナーサリー	私立	保育所	29	ルミエール保育園
		私立	認定こども園（幼保連携型）	6	常磐大学こども園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	7	認定こども園 水戸英宏平須幼稚園
17	すまいるキッズ緑岡保育園	私立	認定こども園（幼保連携型）	5	元吉田さくら認定こども園
18	つぼみさくｙｕｍｅ保育園	私立	保育所	31	つぼみさく保育園
19	すぎのこ見和保育園	私立	認定こども園（幼稚園型）	5	認定こども園　あさひ幼稚園
		私立	認定こども園（幼保連携型）	6	常磐大学こども園
		私立	保育所	3	見和めぐみ保育園
		私立	認定こども園（幼稚園型）	6	認定こども園 水戸英宏愛宕幼稚園
		私立	幼稚園	3	河和田幼稚園※

＜注意事項＞
※３歳児クラスから河和田幼稚園へ転園をする場合は、河和田幼稚園で転園手続を行ってください。

水戸市の幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業マップ

※マップに振られている番号は、施設一覧の番号に対応しています。